

○農林水産省令第三十一号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第三十二条第三項(同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。)及び第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
昭和六十年七月十二日

農林水産大臣 佐藤 守良

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条」を「第五十九条―第六十二条」に改める。

第五十九条を次のように改める。

(病害虫防除所)

第五十九条 法第三十二条第三項の省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 名称

二 位置及び管轄区域

三 管轄区域内の農作物の栽培並びに有害動物及び有害植物の発生状況

四 施設の概要

五 職員の職種別定数

六 業務の概要

七 業務開始の予定年月日

第五十九条の次に次の三条を加える。

第六十条 法第三十二条第五項の省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 位置 農作物の栽培並びに有害動物及び有害植物の発生状況並びに交通事情等からみて病害虫防除所の業務を適切に行うことができる位置であること。

二 施設 病害虫防除所の業務を的確かつ円滑に推進するのに必要な調査、試験、検査及び指導に要する施設を有するものであること。

第六十一条 都道府県知事は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

一 法第三十二条第二項の規定による条例の制定又は変更があつたとき。
二 設置及び運営に関する規則を定め、又はこれを変更したとき。

三 第五十九条第四号から第六号までに掲げる事項に変更を生じたとき。

2 前項の規定による報告には、同項第一号の場合にあつては当該条例を、同項第二号の場合にあつては当該規則を、同項第三号の場合にあつては変更の内容を記載した書面を添えなければならない。

(病害虫防除員)

第六十二条 法第三十三条第二項において準用する法第三十二条第三項の省令で定める事項は、病害虫防除員の数とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。